

総行行第91号
令和7年3月19日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政財産の目的外使用許可申請におけるオンラインの活用について（通知）

令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」中、「5G普及に向けた規制・制度の見直し」において、「総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請について、WEBの活用を含むオンライン化など適切かつ効率的な手続を検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。」とされています。これは、内閣府規制改革推進会議において、事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可を受けて事業を実施する場合において、当該使用許可に係る申請方法が紙のみとされている地方公共団体があることによって事業者が事務負担が生じていることから、申請方法のオンライン化について提案があったことを踏まえたものです。

各地方公共団体においては、これまでも、例えば、電子申請システムや電子メール等のオンラインにより行政財産の目的外使用許可の申請を受け付けるなどの取組が行われていると承知しています。また、国においても、財務省が定めている「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）において、申請を電子メール等の方法により行うことができることとされています。

こうした状況も踏まえ、申請をオンラインで受け付けることについて未対応の地方公共団体においては、申請者である住民や事業者の利便性向上や、申請を受け付ける地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請におけるオンラインの活用について御検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。